

公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

2023年7月4日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第1号

第1条 公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程（2019年4月規程第38号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p><u>公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）が<u>神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。）</u>第38条の規定に基づき、<u>条例第2条第4号の規定による実施機関として条例の運用に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(条例の施行)</p> <p>第2条 この規程に定めるもののほか、<u>条例の施行については、神戸市個人情報保護条例施行規則（平成10年3月神戸市規則第80号）の例による。</u></p> <p>(請求書の提出先)</p> <p>第3条 <u>条例第18条第1項に規定する開示請求書の提出先は、法人又は神戸市市長室広報戦略部市民情報サービス課とする。</u></p>	<p><u>公立大学法人神戸市看護大学の個人情報保護法の取扱いに関する規程</u></p> <p>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び<u>神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月神戸市条例第17号。以下「条例」という。）</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p><u>この規程における用語の意義は、法及び条例の例による。</u></p> <p>(開示の実施)</p> <p>第4条 <u>法第87条第1項本文に規定する行政機関等が定める方法は、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則（令和5年3月神戸市規則第63号。以下「規則」という。）第3条の例による。</u></p> <p>(費用の負担)</p> <p>第5条 <u>法第89条第7項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。</u></p> <p>2 <u>法第87条第1項の規定により保有個人情報</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>当に取得してはならない。</p> <p>2 職員は、配置転換し、又は退職するときは、管理していた法人、関係機関等に関するデータ、情報書類等を速やかに法人に返却しなければならない。</p> <p>3 法人が取り扱う個人情報の管理については、<u>公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程</u>の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>公立大学法人神戸市看護大学の個人情報保護法の取扱いに関する規程</u></p>

第4条 公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師就業規則（2019年4月規程第45号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(個人情報保護)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人が取り扱う個人情報の管理については、<u>公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程</u>の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>公立大学法人神戸市看護大学の個人情報保護法の取扱いに関する規程</u></p>

第5条 公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則（2019年4月規程第46号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(個人情報保護)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人が取り扱う個人情報の管理については、<u>公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程</u>の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>公立大学法人神戸市看護大学の個人情報保護法の取扱いに関する規程</u></p>

第6条 公立大学法人神戸市看護大学パートタイム職員等就業規則（2019年4月規程第47号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(個人情報保護)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人が取り扱う個人情報の管理については、<u>公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程</u>の定めるところによる。</p>	<p><u>公立大学法人神戸市看護大学の個人情報保護法の取扱いに関する規程</u></p>

第7条 公立大学法人神戸市看護大学職員の健康情報等の取扱要綱の一部を改正する要綱

(改正前)	(改正後)
<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、前項に規定する利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、健康情報等を取り扱ってはならない。ただし、<u>神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。）第9条第1項各号</u>に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(本人同意の取得方法)</p> <p>第6条 取扱者が健康情報等のうち法令（<u>神戸市の条例及び規則並びに法人の規程を含む。以下同じ。</u>）の定めるところにより収集しようとする情報は、当該職員の同意を得ずに収集することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、条例第7条第2項各号のいずれかに該当する場合は、当該職員の同意の取得は必要としない。</u></p> <p>(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)</p> <p>第9条 取扱者は、あらかじめ、当該職</p>	<p><u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第18条第3項各号</u></p> <p><u>3 削除</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>員の同意を得ることなく、当該職員の健康情報等を第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>条例第9条第1項第1号から第3号までに掲げる場合</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p><u>法第18条第3項第1号から第6号</u></p>

第8条 公立大学法人神戸市看護大学職業紹介業務に係る個人情報適正管理規程（2019年4月規程第102号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(個人情報の開示等)</p> <p>第4条 個人情報の開示等に係る手続については、<u>公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程</u>（平成31年4月規程第39号）の定めるところによる。</p>	<p><u>公立大学法人神戸市看護大学の個人情報保護法の取扱いに関する規程</u></p>

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、公立大学法人神戸市看護大学の個人情報保護法の取扱いに関する規程（2019年4月規程第38号）のうち、第5条及び第6条の規定は、神戸市長の認可のあった日から施行する。